

熊本県国民健康保険審査会規程

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第92条の規定による熊本県国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会長)

第二条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、健康福祉部健康局国保・高齢者医療課で処理する。

第二章 会 議

(会議の招集)

第四条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、開会の日前7日までに委員に招集の通知をしなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。

3 前項の通知は、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、通知されなかった事項についても会議に付することができる。

(欠席の届出)

第五条 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

(議長)

第六条 議長は、会長又はその職務を代行する者をもってこれに充てる。

(会議の開閉)

第七条 議長が会議を開閉しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

(発言)

第八条 出席者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。二人以上同時に発言を求めたときは、議長はその中の一人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

2 当事者、利害関係人、参考人又は関係ある国又は地方公共団体の職員が発言を求めたときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、この場合、他の者の発言を中止させることができない。

(討論)

第九条 討論は、議題外に渉ることはできない。討論が冗長に渉り、又は不要な討論と認めるときは、これを制止することができる。

(退席の要求)

第十条 議長は、委員以外の者の意見が十分述べられたと認めるときは、これらの者に退席を求めることができる。

(採決)

第十一条 議長は、委員の討論の論旨がつかたと認め、採決しようとするときは、その議題及び採決をする旨を会議に宣告しなければならない。

- 2 前項の宣告をした後は、委員は、その議題について発言をすることができない。
- 3 会議に列席する委員は、採決する議題について可否を表明しなければならない。
- 4 可否の表明は、挙手をもってする。ただし、議長の意志によって他の方法を用いることができる。

(採決結果の宣言)

第十二条 採決の結果は、議長が会議に宣言しなければならない。

(動議の採決)

第十三条 動議が全て否決されたときは、審査の請求人の趣旨につき採決しなければならない。

(開会後の出席等)

第十四条 会議に出席するものは、開会后出席し、又は閉会前退席しようとするときは、議長の指示又は許可を受けなければならない。

(議事妨害等の禁止)

第十五条 出席者は、会議中私語その他議事を妨げる言動をすることはできない。出席者は、会議中不穏な言葉を用い、又は他人の一身上による討論をすることはできない。

(議場整理)

第十六条 議長は、議場を整理する。

議場を整理するため議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録)

第十七条 会議を開会したときは、次の事項を記録した会議録を作成し、議長の指名した委員二名がこれに署名しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名及び種別
- 三 出席した審査請求人、関係人及び参考人の氏名及び住所
- 四 議事の要領
- 五 採決となった事項及び賛否の数
- 六 その他必要な事項

第三章 補 則

第十八条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和53年2月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。